

第 1 5 2 0 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 7 年 3 月 2 5 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 2 8 分

場 所 教 育 委 員 室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則等の整備等について (総務課)

第40号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について (総務課)

第41号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第84号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集について (教育指導課)

第85号 平成27年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の合格者数について (特別支援教育課)

第86号 人権教育指導資料第2集の発行について (人権同和教育課)

第87号 国登録有形文化財 (建造物) の登録について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第42号 公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について (総務課)

第43号 平成27年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について (教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第88号 平成27年春の叙勲内示について (総務課・文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
仲佐委員長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題	
細田教育次長	全議題	
田中参事	公開議題	
矢野参事	公開議題、議決第43号	
祖田参事	公開議題	
春日教育センター所長	公開議題	
高宮総務課長	全議題	
佐藤総務課上席調整監	公開議題	
小村教育施設課長	公開議題	
高橋学校企画課長	公開議題	
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題	
吉崎子ども安全支援室長	公開議題	
原田特別支援教育課長	公開議題、議決第43号	
堀江保健体育課長	公開議題	
梶谷健康づくり推進室長	公開議題	
荒木社会教育課長	公開議題	
恩田人権同和教育課長	公開議題	
野口文化財課長	公開議題、報告第88号	
松本世界遺産室長	公開議題	
丹羽野古代文化センター長	公開議題	
鈿福利課長	公開議題	
柿本教育センター教育企画部長	公開議題	
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

仲佐委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	原委員	

一 公 開 一

(議決事項)

第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則等の整備等について (総務課)

○高宮総務課長 議決第39号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則等の整備等についてお諮りする。

1の1をご覧いただきたい。昨年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されることになっている。主な改正は、ご承知のように総合教育会議が設置されること、教育に関する大綱を定めることと同時に、教育長及び教育委員長の位置づけが変わる。具体的には、議会で同意された教育長に一本化され、委員長職が廃止される。それ以外にも、議事の運営、進行等の規定についても、法改正がされている。この中には、既に本県の教育委員会規則で規定があるものもあるが、法律の文言にあわせて改正するものもある。

まず教育委員会会議規則で、記事録関係があるが、法改正により議事録を公表しなければならなくなった。教育委員会会議規則では、会議録という文言で規定し、会議録を公表しているが、このたび会議録を法律上の用語である議事録に改正するものである。議事の進行についても、現在教育委員長に議事進行をいただいているが、新制度に基づく教育長が選任されると委員長職が廃止されるので、教育長が議事進行をするということから、議事の進行役を委員長から教育長に改めるものである。その他教育長が専決した事務を教育委員会に報告する件等について、法律の改正に伴い、現在の教育委員会規則を改めるもの、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に連動して、教育公務員特例法などの改正もあったので、これらの法律の改正に伴う条文等の整備を行うものである。

――原案のとおり議決

第40号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について (総務課)

○高宮総務課長 議決第40号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等についてお諮りする。

2の1をご覧いただきたい。主な改正内容は、3の①のアの部分だが、給与制度の総合的見直しについては、昨年12月に条例が県議会で可決された。内容は、民間の給与の上昇カーブに公務員も合わせるため、中高年齢層については昇給を抑制するとともに、その原資で若年層の給与を改善するというので、給与総額は変えずに、その配分を中高年齢層から若年層に移す形で給与改正が行われている。今回は、その改正された条例を施行するのに必要な規則の改正ということで、具体的には(1)にあるように、例えば3級から4級に昇格した場合に、3級の何号給の方が4級に昇格したら4級の何号給になるのかといった昇格の際の相関関係を整備する。それから、(2)の義務教育等教員特別手当の見直しだが、今回は55歳以上の昇給を抑制する、これは5年間の経過措置があるが、これに伴って、55歳以上の方の昇給が止まってしまうので、その影響を緩和するために、2級、すなわち管理職でない方の給与表については、従来149号給までしかなかったものを新たに8号給ほど給与表を増設し、より高い給与まで支給ができるという見直しである。(3)は、人事委員会の勧告、報告に基づいて、単身赴任手当を見直すものである。(4)は管理職員特別勤務手当の見直しだが、管理職員については、時間外手当は支給されないが、災害時などやむを得ない理由により出勤した場合などは手当が支給される制度が行政職にもあるが、この要件の改定である。イの一般職の任期付職員の採用等に関する条例だが、知事部局の行政職を中心に条例が改正された。この条例を活用して新たに一般職の任期付職員を雇用するという具体的な計画はないが、緊急に必要な場合は、この規定に基づいて雇用することになって

いる。そうした場合、想定されている任期付職員の雇用形態は、週5日のうち、4日勤務をする、あるいは1月のうち半分勤務するということで、正規職員と比較をすると、2分の1、5分の4の日数で勤務をすることを想定している。勤務時間数で給料を案分する時に、どのようにするのか、あるいは学校事務職員であれば、時間外勤務手当が支給されるが、38時間45分に達するまでは、100分の100と(3)に記載があるが、正規職員の週当たりの勤務時間が38時間45分なので、例えば週2分の1勤務の方だと約20時間弱の勤務となる。この方が時間外勤務をした場合でも、38時間45分という正規職員の労働時間に達するまでは、割増賃金は支給せず、正規職員の労働時間を超えたところから割増賃金を支給するといった規定を定めるものである。ウについては、学校の統廃合や児童生徒数の変動が見込まれる学校について、管理職手当の支給水準を見直すものである。浜田市立国府小学校と松江市立湖北中学校については、統合あるいは近隣の児童生徒数の増加が継続的に見込まれることから、現在5種という一番低い管理職手当の区分になっているが、これを4種に格上げする。出雲市立鵜鷺小学校は、4月1日から大社小学校に統合される。現在へき地に準ずる学校に指定されているが、学校が廃止されるので、この指定を解除するものである。その他既に改正された条例や方針決定がなされている制度等の施行に必要な規則の改正を一括して行うものである。

――原案のとおり議決

第41号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部改正について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第41号教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部改正についてお諮りする。

資料3の1をご覧ください。改正に至る理由、経緯についてだが、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法が施行されることになり、幼保、幼稚園、保育園だが、幼保連携型認定子ども園制度が、新たに始まることとなった。この新しい制度によって、これまでもあった認定子ども園に、新たな法的位置づけが与えられることになった。これに伴い、施行細則等の改正が必要となった。

認定子ども園というのは、先ほど申し上げたとおり、現在でも存在し、島根県内にも数か所にある。ところが、これまでの認定子ども園というのは、学校教育法に基づく学校であるところの幼稚園と、児童福祉法に基づく児童福祉施設であるところの保育所とが、連携協力して運営を行うという組織だった。あくまでも、協力のもと成り立っている、法的には2つの組織だったわけである。それが、今年4月からの新制度では、法律上は幼保連携型認定子ども園は、学校であると同時に児童福祉施設であるという1つの組織となる。

そして、認定子ども園がそのように全体として学校である以上、認定子ども園の先生には、教員免許が必要となる。今年4月から認定子ども園の先生の職名は保育教諭となるが、保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する必要があるとされている。したがって、免許法との関連でいうと、要するに認定子ども園の先生は、全て幼稚園教諭免許を持っているということになる。ただし、平成27年4月1日の制度開始から5年間は、経過措置として、どちらか一方の免許または資格で勤務できることとなっている。

こうした制度改正に伴って、2の改正内容の(1)、(2)に記した2本の教育委員会規則について、規定の整理、文言整理を行うことが必要となった。規則改正の内容については、例えば3の2の第28条の第4号にあるように、「幼稚園」を「幼稚園及び幼保連携型認定子ども園」に改めるというものである。3の2ページから3の5ページまでは、2本の規則の新旧対照表である。施行日は、子ども・子育て支援法の施行と同じく平成27年4月1日を予定している。

○仲佐委員長 保育教諭という先生方は、現在何人くらいいらっしゃるのか。

- 高橋学校企画課長 現在手元に資料を持ち合わせていない。
- 岡部委員 5年間の経過措置があるということだが、5年後には幼保連携型認定こども園に勤務される先生方というのは、全て保育教諭になるわけか。
- 高橋学校企画課長 幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する方ということになる。
- 岡部委員 現行の学校制度、カリキュラムで、同時に幼稚園教諭免許と保育士資格を取得できる環境は既に整っているのか。
- 高橋学校企画課長 大学によって違う。幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得できるところもあるし、そうでないところもある。例えば、短期大学などでは、どちらかということ両方取得するのはカリキュラム上難しいのが現状である。5年間の経過措置の期間内に、ボリュームとしてはさほど多くない研修を受講することで、もう一つの免許、資格を取得できる制度上の配慮がある。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第84号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集について(教育指導課)

○矢野参事 報告第84号平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集についてご報告する。

一般選抜の学力検査を3月10日に実施した。既に推薦選抜等では、内定が出ていたが、推薦選抜も含めて合格発表を3月20日10時に合格した各学校で受検番号の掲示により行っている。ホームページでも公開している。受検者に対しては、在籍の中学校を通じて合格通知を送っているところである。

3の選抜状況であるが、一般選抜の合格者数等を一覧表にしている。出願者数4,510名に対して実受検者数が4,277名で233名の欠席者があった。これは出願者数の約5.2%であるが、例年出願者数の5%程度の欠席者がある。欠席者の9割近くが工業高等専門学校とか私立学校を第1志望としており、そちらが合格した者が辞退している。合格者数は4,180名となっている。参考までに今年度の表も掲載している。(2)が推薦選抜の合格者数で、①推薦選抜だが、25校54学科で実施した。募集人員だが、平成26年度と比較して若干少なくなっているが、これは公立高等学校全体の募集定員が減ったことによるものである。これに伴い、合格者数も減少している。4の2だが、②の中高一貫教育校、飯南高校と吉賀高校の特別選抜である。志願者数が、飯南高校は25名、吉賀高校は30名である。吉賀高校は募集定員の50%程度ということで募集しており、20名が合格となっている。③のスポーツ選抜であるが、18校で募集して、志願者については全て合格となっている。(3)に合格者数が入学定員に満たなかった学校、学科数を記載しているが、これも例年並みである。参考までに推薦選抜、一般選抜を合わせた合格者数を記載している。詳しくは4の4に一覧表にしてあるので、ご確認いただきたい。

4の3、定時制課程の第2次募集だが、松江工業高校、宍道高校、浜田高校の3つの学校において、3月25日まで出願を受け付け、作文及び面接試験等を実施し、3月31日に合格発表を行うことにしている。

――原案のとおり了承

第85号 平成27年度特別支援学校(高等部・専攻科)の合格者数について(特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 報告第85号平成27年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

5の1をご覧いただきたい。選抜検査は平成27年2月4日、合格発表は2月18日に行った。特別支援学校の検査内容であるが、12校全て面接が統一化されている。盲学校だけが、あんま、はり、灸、指圧師、マッサージ師等の国家試験の受験資格を取得するために、学力試験を設けている。あわせて実技があるので、実技に対する身体能力検査を盲学校では行っている。（2）だが、出願者数は204名あり、受検者数は203名であった。この1名の減は、私立学校に合格をしたということで、受検されなかった生徒がいらっしゃった。受検者数と合格者数は、203名であった。内訳は高等部が199名、専攻科が4名である。

5の2をご覧いただきたい。各学校の合格者数の一覧である。知的障がいの出雲養護学校をご覧いただくと、いよいよ4月7日に雲南分教室の設置式、入学式を迎え、雲南分教室の入学生は7名である。出雲養護学校、松江養護学校から雲南分教室に移る生徒が3名いるので、10名でスタートすることになっている。

――原案のとおり了承

第86号 人権教育指導資料第2集の発行について（人権同和教育課）

○恩田人権同和教育課長 報告第86号人権教育指導資料第2集の発行についてご報告する。

お手元に配布した「しまねがめざす人権教育」の1ページ目のはじめにご覧いただきたい。平成12年に島根県人権施策推進方針が策定され、平成14年に人権教育指導資料を発行した。発行から10数年経過し、この間に基本方針の第1次改定が平成20年に行われた。国の指導方法のあり方等の取りまとめが出たり、この10数年間に様々な新たな人権課題が出てきており、これまでの人権教育指導資料では賅えない部分が出てきた。人権課題だけではなく、解決の仕方、具体的なあり方というのが、平成14年に発行した人権教育指導資料では記述されていないということもあり、この資料を補完する形で新たにこのたび第2集を発行し、今後はこれを使っていこうというものである。

第2集の作成については、この2年間、教育庁関係課や島根県人権同和推進協議会のご意見を聴く場を設けたりしながら発行に至った。今後の活用方法だが、この資料を全教職員に配布して、今後5年間研修等を実施していく。特に進路保障という大変大きなキーワードがある。これまでの同和教育の成果を活かしながら、人権教育を再構築することが言われる。その大きな柱になっていく考え方、これを周知徹底させていこうと考えているところである。今後5年間というのは、第2期のしまね教育ビジョンも盛り込まれているので、一つの目安として5年間と考えている。進路保障は分かりにくい部分があるが、子ども達の表に出た行動等だけではなく、背景までしっかりと見つめて、一人ひとりの子ども達がたくましく生きていく力を育てていこうという理念である。こういう理念を周知徹底させて、これからの人権教育の基盤にしていこうという趣旨で作成したものである。

○岡部委員 この人権教育指導資料は第2集ということだが、第1集と第2集があると、第1集と第2集に記述された内容が違ふと思われがちだが、この第2集というのは、第1集と改定された成果を全て盛り込んだ形で第2集が発行されたという理解で良いか。今後第2集をよっていけば、第1集は振り返ることは必要ないということか。

○恩田人権同和教育課長 第1集は10数の人権課題が記述されている。これをどのように解決をしていくかという考え方、理念をまとめ上げたものが第2集と考えていただくと良い。

○岡部委員 あくまでも第1集は第1集として今後もあわせて活用していくということか。第1集と第2集合せて活用していくという形か。

○恩田人権同和教育課長 第2集はあくまでも第1集の補完という位置づけである。第1集そのものを使わないのではなく、基本的な部分は使っていく。

○広江委員 研修の話が出ていたが、周知徹底をしていくことは非常に重要なことだと思う。

人権同和教育課での主催だとか、教育センターでの主催だとか現在のところで何か構想があれば教えていただきたい。

○恩田人権同和教育課長 これから管理職研修や、県内全校にいる人権同和教育主任の研修が各地域であるが、これらの研修ではこの第2集に基いて行っていこうと考えている。

――原案のとおり了承

第87号 国登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第87号国登録有形文化財（建造物）の登録についてご報告する。

7ページをご覧いただきたい。国の文化審議会は3月13日に松江市に所在する「ごうぎんカラコロ美術館」を登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申したところである。この建物の外観は、当時流行した古典主義様式を基調とし、石造風の重厚なものであり、往時の面影を今も引き継ぐ貴重な建物であると評価されたものである。

――原案のとおり了承

仲佐委員長：非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第42号 公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（総務課）

――原案のとおり議決

第43号 平成27年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について
（教育指導課・特別支援教育課）

――原案のとおり議決

（報告事項）

第88号 平成27年春の叙勲内示について（総務課・文化財課）

――原案のとおり了承

仲佐委員長：閉会宣言 14時28分